

修学資金手続きの流れ

●申請～修学資金交付時

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
～6月	養成施設にて配布する 貸付申請書等 を記入のうえ <u>養成施設へ提出。</u> ※保証人・生計を一にする家族（所得のある方）の 所得を証明する書類 を添付すること。 養成施設入学時に45歳以上で、離職後2年以内の方は 離職証明書等 （様式の定めなし）も提出すること。	養成施設を通じて 栃木県社会福祉協議会へ提出
7月		審査・貸付決定 決定通知書・書類（借用証書・貸付の手引き等）送付
7月	借用証書・振込口座届出書 を記入の上、借受者・保証人の 印鑑証明書 を添えて、 <u>栃木県社会福祉協議会へ提出。</u> ※借用証書に 収入印紙 を貼付すること。	
8月中旬		修学資金交付（初回）

※ 日程はあくまで目安です。

○借用証書が提出された後、8月中旬～下旬頃に交付となります。

（初回分は、貸付期間を4月にさかのぼって交付します。）

○入学準備金は初回に交付します。

●進級時

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
4月初旬	在学証明書提出 <u>〔養成施設へ提出〕</u>	養成施設で取りまとめて提出
4月下旬		修学資金交付（上期分）

○修学資金の振り込みは4～9月（上期）分を4月に、10～3月（下期）分を9月に分割して交付します。

○就職準備金は最終回に交付します。